平成２３年（フ）第４３４号
広島市中区小町５番32―702号
債務者　林　　文絵
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６００号
広島市安佐南区大塚西３丁目３番９―112号
債務者　山本　智子
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７５５号
広島市佐伯区五日市中央４丁目10番28―201号
債務者　今西茂登子
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７６２号
広島県東広島市西条町田口3500番地
債務者　西田　伸二
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７６３号
広島市安佐北区落合３丁目８番14―510号
金平住宅
債務者　山口　勝也
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４３４号
福岡県筑紫郡那珂川町中原１丁目53番７―302号　プレジュール博多南
債務者　中野　智子
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４９２号
福岡市東区奈多１丁目２番20―507号
債務者　齊脇　芳次
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５３４号
福岡市東区馬出２丁目20番６号
債務者　熊手富美子
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５４２号
福岡市城南区堤団地20番101号
債務者　望月緋佐子
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６１１号
福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁２丁目19番１号
債務者　松本　忠久
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６１２号
福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁２丁目19番１号
債務者　松本　真一
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６９９号
福岡県太宰府市朱雀６丁目５番18―401号
債務者　遠山　　仁
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７００号
福岡県太宰府市朱雀６丁目５番18―401号
債務者　遠山　千恵
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７８１号
福岡県糟屋郡篠栗町大字津波黒667番地１サンパラッツォ西ノ前203号
債務者　岡田さつき（旧姓桑垣）
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０３５号
福岡市東区下原２丁目22番11号
債務者　杉本　睦子
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０６６号
福岡市南区横手南町11番21号
債務者　永松　朋子（旧姓初村）
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０７３号
福岡県筑紫野市美しが丘南１丁目10番地５セジュールスベニールＣ110号
債務者　平田智恵美
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０７９号
福岡県筑紫郡那珂川町松木３丁目133番地２泉タウンＢ101号
債務者　宮口　潤子
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部